

小諸市罹災証明等交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内で発生した災害による被害の程度及び事実に係る証明書の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害（火災を除く。）をいう。
- (2) 住家 社会通念上の住家であるかどうかを問わず、現実に居住のため使用している建物及び常時人が居住している建築物の部分をいう。
- (3) 住家以外の物件 店舗、事務所、工場、官公署、病院その他の住家以外の建築物、建築物に付随する外構及び構築物又は自動車等の動産その他これに類するものをいう。

(証明書の種類及び内容)

第3条 この要綱により交付する証明書の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれの証明の内容は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 罹災証明書 法第90条の2第1項に規定する罹災証明書で、災害による住家の被害について、実地調査等によりその事実を市が確認することができる場合に限る、その被害の程度について証明するものをいう。
 - (2) 被災届出証明書 災害による被害を受けた住家が確実な証拠によって立証できない場合又は住家以外の物件の被害について、市長に届け出た事実を証明するものをいう。
- 2 前項の規定により市長が交付する証明書は、災害による被害額は証明しないものとする。

(証明書の対象)

第4条 前条第1項の規定による証明書の交付対象となるのは、市内で発生した災害により被害を受けた住家又は住家以外の物件とする。

(証明書の交付対象者)

第5条 証明書の交付の申請ができる者は、住家又は住家以外の物件の所有者（その相続人を含む。）及び使用者とする。

(証明書の交付申請等)

第6条 証明書の交付申請は、罹災証明書にあっては、罹災証明申請書（様式第1

号)により、被災届出証明書にあっては、被災届出証明申請書(様式第2号)によるものとし、次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。ただし、職員による現地調査及び確認が行われているとき又は市長が認めたときは、添付書類を省略することができる。

- (1) 被害の状況が分かる写真
- (2) 被害の場所が分かる地図
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、罹災後90日以内に市長に申請しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限りでない。

3 第1項の申請にあたって、申請者は、運転免許証、旅券、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条7項に規定する個人番号カードをいう。)その他申請者本人であることを示す書類を提示しなければならない。

4 第1項の申請は、代理人によってすることができる。

5 前項の場合において、代理人は、委任状(様式第3号)を提出しなければならない。ただし、申請者の同居家族が代理人の場合は、これを省略することができる。
(実地調査)

第7条 市長は、前条第1項に規定する罹災証明書の交付に係る申請があったときは、内閣府(防災担当)が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」等に基づき、住家に生じた被害の状況を実地にて調査しなければならない。ただし、当該申請書に係る被害について、申請者が準半壊に至らない被害であることを自ら判定しており、かつ、被害の状況を示す写真等の資料から「準半壊に至らない(一部損壊)」となることが一見して明らかに判定できる場合は、申請者の同意を得た上で実地調査を省略することができる。

2 市長は、前条第1項に規定する被災届出証明書の交付に係る申請があったときは、同項各号に掲げる書類により被災状況を確認することとし、原則として実地調査は行わないものとする。

(被害の程度の認定)

第8条 罹災による被害の程度の認定は、別表に定める認定基準(内閣府(防災担当)が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」及び「災害の被害認定基準について」)により行うものとする。

(証明書の交付)

第9条 市長は、第6条第1項の申請があったときは、申請内容を審査し、相当と認めたときは、第3条に規定する内容に応じて、罹災証明書(様式第4号)又は被

災届出証明書（様式第2号）を交付するものとする。

2 証明書の様式にその提出先において特に定めがあるときは、当該様式への証明をもって前項の交付に代えることができる。

（再調査の申請）

第10条 罹災証明書の交付を受けた者が、当該証明書により証明された被害の程度について、相当の理由をもって修正を求めるときは、当該証明書の交付を受けた日の翌日から起算して60日以内に、市長に対し再調査を申請することができる。

2 前項の申請は、罹災証明書の交付を受けた者が、市長に対し、被害認定再調査申請書（様式第5号）を提出して行うものとする。

（手数料）

第11条 証明書交付に係る手数料は、徴収しない。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

被害の程度	認定基準
全壊	住家の全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものである。損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造体力上主要な部分の補修を含む中規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものである。損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
半壊	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失し、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のものである。損壊部分はその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。
準半壊	住家の半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたものである。損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
準半壊に至らない（一部損壊）	準半壊に至らない程度の損傷で、補修を必要とする程度のものである。損壊部分はその住家の延床面積の10%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%未満のものとする。

床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び土砂竹林の堆積により一時的に居住することができないもの
床下浸水	床上浸水には至らない程度に浸水したもの